

28年産米の放射性物質検査について

Q3. 28年産米の放射性物質検査はどのように行うのですか。

A3.

28年産米の放射性物質検査は国が定めた検査の考え方（※1）に基づいて行うこととしており、27年4月以降の検査結果等を踏まえ、対象自治体17都県のうち、福島県以外の自治体においては、米が摂取量の多い品目であることや、地域の生産状況を勘案しながら、各自治体が必要に応じて、検査を行うこととなります。

福島県では、上記考え方に関わらず、県内全域において全袋検査を行うこととしています。

Q4. 28年産米の放射性物質の検査結果に基づく出荷制限の設定・解除に関するルールを教えてください。

A4.

地域で生産される米の全量を把握し、管理計画の下で全袋検査を行う地域では、地域の米を適切に管理・検査する体制が整備されていることから、基準値を下回ったものについては順次出荷することができます（基準値を超過したものについては、隔離・廃棄）。

その他の地域では、基準値を超える放射性セシウムが検出された場合は、基準値を超える放射性セシウムが再度検出され、地域的な広がりが確認された場合に、出荷制限が指示されます。その後、管理計画により地域の米を適切に管理・検査する体制が整備された場合は、出荷制限の一部解除が認められ、基準値を下回ったものを出荷することができます。



【引用】

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/kome_seisan_qa.html（米生産についてのQ&A / 農林水産省）

【参考】

※1 原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の改正について（平成28年3月25日改正）（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000078546.html>）

基準値とこれまでの米の検査結果について

Q1. 米の放射性物質の基準値はどのように設定されているのですか。

A1.

食品中の放射性物質の基準値は、食品を食べ続けたときに、その食品に含まれる放射性物質から生涯に受ける影響が十分小さく安全なレベル（年間1ミリシーベルト）となるよう定めています。

放射性セシウムの基準値は、「飲料水」「牛乳」「乳児用食品」「一般食品」の各々について、食品の摂取量等を基に設定されています。米は一般食品に含まれ、放射性セシウムの基準値は100ベクレル/kgです。

Q2. これまでの検査の結果、基準値を超える米はどのくらいあったのですか。

A2.

米については、放射性セシウム濃度が基準値を超えない米のみを出荷するため、作付制限、吸収抑制対策及び収穫後の検査を組み合わせた安全確保の取組を実施しています。

17都県の基準値超過割合は23年産米では2.2%でしたが、24年産米では0.0008%、25年産米では0.0003%、26年産米では0.00002%に減少しました。

27年産米については、福島県的全袋検査も含め、これまでに約1,049万袋の検査が行われ、全て基準値以内でした（平成28年4月26日現在）。

印旛沼の水質保全に寄与する 環境保全型農業に取り組みませんか!!

関東農政局印旛沼二期農業水利事業所では、国営事業の実施に合わせて印旛沼の水質保全に寄与する環境保全型農業の取組拡大を進める活動（PR資料の配付等）を行っています。

国や千葉県環境保全型農業の支援策

◎「環境保全型農業直接支払」

カバークロープ（緑肥）、堆肥の施用などの取り組みに応じて、10アール当たり最大で8,000円が交付されます。

◎「エコファーマー」認定制度

環境保全型直接支払の交付対象者や農業改良資金の借入等の特例措置があります。



◎「ちばエコ農産物」認証制度

農産物に認証マークを付けた販売ができます。



PR資料等が必要な方は、八千代市農協や関東農政局 印旛沼二期農業水利事業所 調査設計課（TEL043-483-4401）まで。